

令和 7 年度村営住宅入居者募集要領

1. 所在地及び住宅名

白馬村大字北城 2151-1 中学校西住宅

※犬、猫などのペットの飼育は禁止です。(盲導犬等を除く。)

2. 規格及び構造

平成 28 年建設 木造 1 戸建て(3DK)

3. 募集戸数(優先枠戸数)

1 戸(1 戸)

4. 家賃

25,200 円 から 37,500 円 (令和 7 年度分は令和 6 年度中の月所得額を基に算出します)

※入居時に家賃 3 ヶ月分の敷金が必要となります。

5. 申込者の資格

村内に住所又は勤務場所を有する方で、次の各号に掲げる条件を具備している方

(1) 次に掲げる月収以下の世帯

1) 158,000 円以下

2) 214,000 円以下(裁量階層(※)に該当する場合)

(2) 現に住宅に困窮していることが明らかな方であること。

(3) 入居者、もしくは同居者が暴力団及び、その構成団体に加入していないこと。

※裁量階層 下記のいずれかに該当する世帯

(1) 入居申込者または同居者が、次に掲げる障がい者基本法第 2 条に規定する障がい者である世帯

a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則別表第 5 号の 1 級から 4 級までのいずれかに該当する程度

b 精神障害 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第 6 条第 3 号に規定する 1 級又は 2 級に該当する程度

c 知的障害 b に規定する精神障害の程度のうち 1 級または 2 級の精神障害の程度に相当する程度

(2) 入居者が 60 歳以上であり、かつ、同居者のいずれもが 60 歳以上又は 18 歳未満の者である世帯

(3) 同居者に小学校就学の始期に達するまでのものがある世帯

(4) 入居者また同居者に戦傷病者、原子爆弾被爆者、海外からの引揚者、ハンセン病療養所入所者がいる世帯

6. 優先入居対象世帯

本募集では、次の各項に該当する世帯を優先入居対象として書類審査の際に加点します。

- (1) 生活保護法に基づく被保護者世帯
- (2) 心身障がい者世帯(裁量階層(1)に該当する世帯)
- (3) 20 歳未満の子を扶養している寡婦(寡夫)世帯
- (4) 老人世帯(裁量階層(2)に該当する世帯)
- (5) 入居者または同居者に海外からの引揚者、炭鉱離職者がいる世帯
- (6) 多子世帯(同居者に 18 歳未満の子が 3 人以上いる世帯)
- (7) 子育て世帯(同居者に中学校卒業までの子のいる世帯)
- (8) 配偶者又は配偶者以外の者からの暴力被害者(DV 被害者)世帯
- (9) 犯罪被害者世帯
- (10) 生活環境の改善を図るべき地域に居住する世帯

7. 申込方法

下記書類を白馬村役場建設課に持参又は郵送により提出してください。

- ・ 村営住宅入居申込書(建設課窓口もしくは白馬村行政公式ホームページに掲載しています。)
 - ・ 入居する者全員の住民票
 - ・ 入居する者全員(※)の令和 6 年の収入状況を証明する書類
(令和 7 年度(令和 6 年分)所得・課税・扶養証明書 又は 非課税証明書)
 - ・ 優先入居の状況を証明する書類の写し 例)障がい者手帳など
- ※令和 6 年度時点で中学生以下であった者を除く。

8. 申込受付期間

令和 7 年 6 月 9 日(月曜日)から 令和 7 年 6 月 20 日(金曜日)まで(土日祝を除く)

受付時間 午前 8 時 30 分 から 午後 17 時 15 分まで

※令和 7 年 6 月 20 日(金曜日) 午後 17 時 15 分 必着

9. 選考方法

選考方法は以下のとおりです。

①書類選考(ポイント式)

住宅困窮度合の指標となる居住水準、家賃負担、優先入居項目等の各項目について点数で評価し、合計点数の高い世帯から順に、入居者、補欠入居者、落選者を決定します。

なお、入居者決定時に対象者のポイントが同点だった場合は、公開抽選により入居者を決定します。(抽選詳細については別途通知します。)

②決定通知

申込者に入居者、補欠入居者、落選者決定の通知をします。

10. 入居時期

令和 7 年 7 月上旬 から 中旬

11. その他

- ・ 村営住宅入居にあたって、該当する行政区への加入をお願いします。
- ・ 住所の所在地、間取り等の詳細については、白馬村行政公式ホームページに掲載しています。
- ・ 申込みに必要な証明書類等の取得に要する費用は申請者の負担となります。
- ・ その他ご不明点については、建設課 土地利用・建築係(0261-85-0724)へお問合せください。